

寄附は

NO

有権者は
求めない
!

政治家は
贈らない
!

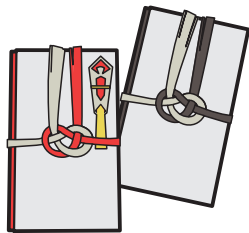


選挙の
めいすいくん

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、
時期や理由を問わず**法律で禁止**されています。
また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも**禁止**されています。



お中元・お歳暮



結婚祝い・香典

これらの
行為は
全て
禁止です
!



落成式・
開店祝いの花輪



病気見舞い



葬式の花輪・供花



運動会や
スポーツ大会への
飲食物の差し入れ



町会の集会や
旅行等の催し物への
寄附や飲食物の
差し入れ



卒業祝い・入学祝い



お祭りへの
寄附や差し入れ

<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都選挙管理委員会

検索

東京都選挙管理委員会・東京都明るい選挙推進協議会・区市町村選挙管理委員会・
区市町村明るい選挙推進協議会

リサイクル適性(A) R60
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。 古紙パルプ配合率60%再生紙を使用